

さいたま市入札監視・苦情検討委員会規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和7年 5月 22日

さいたま市長

A handwritten signature in black ink, consisting of stylized Japanese characters, likely reading '清水 正人' (Shimizu Masahito).

さいたま市規則第 8 6 号

さいたま市入札監視・苦情検討委員会規則の一部を改正する規則

さいたま市入札監視・苦情検討委員会規則（平成 2 6 年さいたま市規則第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（委員の解任） 第 2 条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して解任されることがない。 (1) [略] (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (3) [略]	（委員の解任） 第 2 条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して解任されることがない。 (1) [略] (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (3) [略]

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。